

宮崎県がん情報の提供に関する事務処理要領

令和5年4月1日

健康増進課

(目的)

第1条 この要領は、「がん登録等の推進に関する法律」(平成25年法律第111号)(以下「法」という。)に基づく全国がん登録情報のうち宮崎県に係る都道府県がん情報(以下「宮崎県がん情報」という。)及び匿名化が行われた宮崎県がん情報の提供に関する事務処理を明確化し、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 政令、省令 「政令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行令(平成27年政令第323号)をいい、「省令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行規則(平成27年厚生労働省令第137号)をいう。
- (2) 全国がん登録情報 全国がん登録データベースに記録された登録情報(法第5条第1項)のうち匿名化が行われていないものをいう。法第17条第1項及び法第21条第1項から第3項までの規定により提供される情報を含む
- (3) 都道府県がん情報 全国がん登録情報のうち、がんに罹患した者の当該がんの初回の診断に係る住所として記録された都道府県のがんに係る情報及び病院等が届け出た都道府県のがんに係る情報をいう。法第18条第1項、法第19条第1項及び法第21条第8項の規定により提供される情報を含む。
- (4) 匿名化 がんに罹患した者に関する情報を当該がんに罹患した者の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工することをいう。
- (5) 特定匿名化情報 全国がん登録データベースにおいて政令で定める期間(100年)を経過した後に匿名化が行われる全国がん登録情報(法第15条第1項)と、提供の頻度が高いと見込まれる情報として、あらかじめ匿名化が行われ、全国がん登録データベースに記録された情報(法第21条第5項及び第6項)をいう。
- (6) 情報 宮崎県がん情報及びその匿名化が行われた情報の総称をいう。なお、「匿名化が行われた情報」には、特定匿名化情報だけではなく、特定匿名化情報として全国がん登録データベースに記録されていないものの、提供依頼申出者から提供を求められたため、匿名化を行い提供する情報も含まれる。
- (7) 提供依頼申出者 法第18条から第21条までの規定により情報の提供を申し出る者をいう。
- (8) 利用者・利用責任者・統括利用責任者 「利用者」とは、情報の提供を受け、これらを利用する者をいう。利用者のうち、各利用場所において当該情報の取扱いを統括し、情報の安全管理の責任を担うものを「利用責任者」という。さらに、これらの利用責任者を統括し、調査研究全体の安全管理の責任を担うものを「統括利用責任者」という。
- (9) 病院等 法の規定に基づき全国がん登録情報を届け出た病院又は宮崎県知事に指定された診療所

をいう。

- (10) 利用場所 情報の提供を受け、集計、分析、保管等を行う物理的スペースをいう。
- (11) 窓口組織 提供依頼申出者に対する一元的窓口機能を果たし、かつ、申請を取りまとめた上で、それぞれの情報について宮崎県知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う調整機能を果たす組織をいう。
- (12) 審議会 宮崎県知事が意見を聴く「宮崎県がん対策審議会」（宮崎県条例平成27年10月1日条例第42号）をいう。
- (13) 電子計算機 利用者において、情報を含むデータを入力・処理するシステムをいう。サーバ、クライアントPC、プリンタ、スキャナ、アプリケーションを含む。
- (14) 定義情報等 情報がどのような内容であるか示すものをいう。例えば、データレイアウト様式、符号表等の提供を受けた情報等と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報、電子計算機処理に必要な情報のことをいう。

(運用体制)

第3条 県は、次の各号に掲げる業務を行う窓口組織を宮崎県がん登録室に設置する。

- (1) 情報及び定義情報等の保管、整備
 - (2) 事前相談への対応
 - (3) 提供依頼申出者からの申出文書の受付
 - (4) 申出文書の形式の点検
 - (5) 審査結果の通知
 - (6) 情報及び定義情報等の提供
 - (7) 調査研究成果の公表前確認
 - (8) 利用期間中の対応
 - (9) 情報の利用期間終了後の処置の確認
 - (10) 利用者による利用実績の報告に係る事務
- 2 窓口組織は、この要領、全国がん登録宮崎県がん情報管理要領（平成30年4月1日健康増進課定め）及び全国がん登録宮崎県がん登録室業務手順に基づき、情報の提供に係る業務を行うものとする。
- 3 窓口組織は、情報の保護等について「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」（平成30年3月13日付け健発0313第1号厚生労働省健康局長通知別添。以下「安全管理措置マニュアル」という。）に基づき、業務を行うものとする。なお、当該マニュアルの改訂があった場合は、最新の安全管理措置マニュアルに従うものとする。
- 4 提供依頼申出者及び利用者は、情報の提供を受け、又は利用するにあたって、「全国がん登録 情報の利用マニュアル」（令和7年4月1日付け健生発0401第55号厚生労働省健康・生活衛生局長通知別添。以下「情報の利用マニュアル」という。）を遵守しなければならない。

(情報及び定義情報等の保管、整備)

第4条 窓口組織は、情報の提供を行うために、電子化された情報を定義情報等とともに適正に保管するものとする。

- 2 窓口組織は、提供依頼申出者からの情報の提供に関する事前相談対応やその事務等に資するため、定義情報等の整備を行うとともに、情報及び定義情報等の存在の有無・所在とその保管状況を把握し、情報管理リスト（別記様式第1号）の作成を行うものとする。
- 3 提供依頼申出者が最新の情報に基づいて事前相談ができるよう、前項の情報管理リストの更新は事前相談や申出受理等の都度（少なくとも年1回以上）行うものとする。

（事前相談への対応）

- 第5条 窓口組織は、情報の提供について、提供依頼申出者から連絡や相談等があった場合は、法の趣旨や提供を申し出ることができる者、審議会による審査の要否及び審査の方向性、利用の制限（秘密保持義務、利用期間及び提供可能な情報）、安全管理義務等について、当該提供依頼申出者に対して、説明を行うものとする。また、当該申出に係る提供に関する応諾可能性についても可能な限り事前に相談を行うとともに、手続等について不明な点がある場合には可能な限りその解消を行うものとする。
- 2 国際共同研究等、国外に在る者が情報を利用する可能性がある場合には、「第16条 利用者に国外に在る者を含む場合の情報提供について」を参照の上対応する。

（提供依頼申出者）

- 第6条 提供を申し出ることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、その利用目的等に応じて、提供依頼申出者が提供を申し出ることのできる情報は、「別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係」のとおりとする。
- (1) 法第18条第1項各号に規定される者
 - (2) 法第19条第1項各号に規定される者
 - (3) 法第20条に規定される者
 - (4) 法第21条第8項及び第9号に規定される者

（提供依頼申出者からの申出文書の受付）

- 第7条 法第18条、第19条、第21条第8項又は同条第9項の規定による提供依頼の申出は、申出書（別記様式第2号の1）に次に掲げる書類を添付して、窓口組織に提出して行うものとする。
- (1) 誓約書（別記様式第2号の3）
 - (2) 安全管理措置に関する確認書（別記様式第2号の4）
 - (3) 研究計画書
 - (4) 利用目的が都道府県、市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんの調査研究である場合は、そのことを証明する書類（別記様式第3号の1）
 - (5) 調査研究を委託する場合は、委託契約書等又はその代替文書（別記様式第4号の1）
 - (6) 調査研究の一部を委託する場合は、委託契約書等又はその代替文書（別記様式第4号の2）
 - (7) 法第21条第8項に該当する場合は、提供依頼申出者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を2以上有することを証明する書類（例：学術論文、報告書等）
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 2 法第20条に基づく提供の請求は、申出書（別記様式第2号の2）に次に掲げる書類を添付して、窓口

組織に提出して行うものとする。

- (1) 誓約書（別記様式第2号の3）
- (2) 安全管理措置に関する確認書（別記様式第2号の4）
- (3) 利用目的ががんに係る調査研究のための場合は、研究計画書
- (4) 調査研究の一部を委託する場合は、委託契約書等又はその代替文書（別記様式第4号の2）
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 法第21条第8項の規定による申出の場合で、当該申出に係るがんに罹患した者が生存している場合にあっては、提供依頼申出者は、当該調査研究のために宮崎県がん情報が提供されることについて当該がんに罹患した者に説明を行った上で、同意を得ていることを証する書面（以下「同意書」という。）を添付するものとする。当該情報のオプトアウトによる第三者提供は認められない。ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の「第4章第9代諾者等からのインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等」に準じることとし、その旨が分かる書類も添付するものとする。

なお、当該同意書には、全国がん登録の説明及び当該調査研究のため、当該調査研究を行う者が対象者の宮崎県がん情報の提供を受けることを記載するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、申出に係る調査研究が、法の施行日（平成28年1月1日）前に当該調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものとして、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の宮崎県がん情報が提供されることについての同意は必要としないものとする。

- (1) 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者が5千人以上の場合
- (2) がんに係る調査研究を行う者が、次に掲げる事情により同意を得ることが、がんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすことについて、厚生労働大臣の認定を受けた場合
 - ア 施行日前からがんに係る調査研究の対象とされている者と連絡を取ることが困難であること
 - イ がんに係る調査研究の対象とされている者の同意を得ることが、がんに係る調査研究の結果に影響を与えること

5 提供依頼申出者は、前項第2号の認定を受けようとするときは、厚生労働大臣への同意代替措置認定申請書（別記様式第3号の2）に当該申請を行うがんに係る調査研究の実施計画を添付し、窓口組織に提出するものとする。

6 窓口組織は、前項の書面を受理した場合は、当該書面及び第1項の書面を含む申出文書を厚生労働省に送付し、県は、当該調査研究が厚生労働大臣の認定を受けた後に、第8条に規定する審査を行うものとする。

（申出文書の形式の点検）

第8条 窓口組織は、前条に規定する申出文書を受領した場合は、別記様式第2号の1別紙1又は別記様式第2号の2別紙を用いて形式の点検を行うものとする。

2 窓口組織は、受領した申出文書が前項の形式の点検に適合した場合は、当該申出の受領について、知

事に通知するものとする。

(審査)

第9条 知事は、前条第2項の通知があった場合には、申出内容の審査を行い、審査結果を窓口組織に連絡するものとする。

2 知事は、宮崎県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を利用又は提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。ただし、法第20条の規定による宮崎県がん情報の提供についてはこの限りでない。

3 知事は、宮崎県がん情報の匿名化又は当該匿名化を行った情報の提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

4 審議会は、前2項の規定により知事の諮問を受けたときは、別表2「宮崎県がん情報の提供の審査の方向性」に基づき、別記様式第2号の1別紙1を用いて審査を行うものとする。

5 審議会は、申出文書を基に審査を行うものとする。ただし、申出内容が専門的である等の事情により、申出文書に記載されている内容だけでは十分に審査ができないとされる場合においては、提供依頼申出者の立ち会いのもと、当該者への質疑を踏まえて審査を行うことができるものとする。

宮崎県がん情報又は匿名化が行われた宮崎県がん情報の提供に該当する申出の場合は、審議会等の長が必要と判断した場合に、提供依頼申出者を参考人として出席させる等の対応を行う。

審議会等は、必要があると認める場合には、提供依頼申出者に対し、資料の追加・修正を求めた上で、再度審査を行うことができる。

6 提供依頼申出者は、申出文書等の記載事項に変更が生じた場合、変更点及び変更理由を記載した情報の提供依頼変更申出文書（別記様式第2号の5）及び変更後の内容を記載した申出文書等を改めて窓口組織に提出するものとする。

7 知事は、前項の提出があった場合、必要に応じて審議会に諮問するものとする。

8 窓口組織はこれらの変更について適正に管理を行うものとする。

(審査結果の通知)

第10条 窓口組織は、前条第1項の連絡を受けた後、速やかに、提供依頼申出者に対して、審査結果に応じて、次の各号に掲げる通知を行うものとする。

(1) 申出が応諾された場合は、提供依頼申出者に対して、応諾通知書（別記様式第5号の1）を送付する。なお、申出事項を変更し、又は、条件を付して提供を決定した場合には、その事項も併せて通知する。

(2) 申出が応諾されなかった場合は、提供依頼申出者に対して、不応諾通知書（別記様式第5号の2）を送付する。

(3) 前各号の規定にかかわらず、法第20条に該当する申出については、第8条に規定する形式の点検を行い、不備のない場合は、提供依頼申出者に対して、提供通知書（別記様式第5号の3）を送付する。ただし、情報の提供について審議会へ諮問したときはこの限りではない。

(情報及び定義情報等の提供)

第11条 窓口組織は、前条第1号に規定する送付を行った後、速やかに提供依頼申出者に対し、当該情報の電子媒体転写分及び当該情報の定義情報等の提供を行うものとする。なお、宮崎県がん情報の提供に該当する申出の場合には、提供依頼申出者から、宮崎県がん情報との照合のため、当該がんに係る調査研究を行う者が保有する情報の提供を受けた後の照合作業についても、速やかに実施するものとする。

- 2 情報の提供は、光ディスクに記録したものの交付又は全国がん登録システムのネットワーク若しくは厚生労働大臣がそれに準ずると指定する安全が確保されたネットワークを利用して行うものとする。
- 3 提供の手段は、「安全管理措置マニュアル」に従って、電子媒体や紙を移送する場合には、配達記録が残る手段を利用するものとする。

なお、情報漏えい防止の観点から、電子媒体転写情報は、暗号化しパスワードを付して提供する。

また、電子媒体によって情報を受け渡しする際は、他のデータの混在や、コンピュータウイルスの感染を防ぐため電子媒体について未使用品を使用し、個人情報を運搬する場合、移送中は当該個人情報に対して、常に人を付け、靴や紙袋に入れる等、外部の人間が資料を直接見ることができないようにするものとする。

さらに、全国がん登録システムのネットワーク、厚生労働大臣がそれに準ずると指定する安全が確保されたネットワークを除く、インターネット等の通信回線を通じたオンラインによる情報の提供等については行わないものとする。

- 4 提供依頼申出者は、光ディスクの送付（追跡サービス付きの配達方法に限る。）による交付を希望する場合、所要の額の切手等を貼った封筒等を窓口組織に提出するものとする。
- 5 窓口組織は、情報の提供に当たって、利用者に対し、法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条までの規定により、情報の保護等に関する制限及び義務が課せられること並びに罰則が適用されることを必ず説明するものとする。
- 6 窓口組織は、第1項の規定により利用者に提供した情報について、利用者が読み取りエラー等の障害を発見し、情報を受領してから14日以内に申し出た場合は、障害を確認した上で、提供電子媒体の交換に応じるものとする。なお、当該申出に係る障害が、窓口組織の帰責事由による場合は、利用者からの返却にかかる費用及び再送付の費用を、窓口組織が負担するものとする。
- 7 提供依頼申出者は、情報の受領後遅滞なく情報受領書（別記様式第6号）を窓口組織に提出するものとする。

（調査研究成果の公表前の確認）

第12条 知事は、利用者に対して、公表予定の内容について公表前に窓口組織に報告させるものとする。

- 2 前項の報告があった場合、窓口組織は次の各号について確認し、不適当な事項があると認められる場合には、知事に通知するものとする。

(1) 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと。

(2) 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと。

(3) 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること。

- 3 知事は、前項の通知があった場合には、審議会に諮問し、その成果により識別又は推定することのできるがん罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な助言を行うものとする。

(利用期間中の対応)

第13条 知事は、情報の秘密の保護の徹底を図る観点から利用状況について疑義が生じた場合は、法第36条の規定により、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。

2 知事は、前項の報告により、問題が解決しないと認めた場合には、法第37条の規定により、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

3 窓口組織は、利用期間（申出文書に記載した利用期間）が5年を越える場合には、5年毎を目途として、利用者に対して、申出文書及び調査研究の進捗状況がわかる書類を報告させるものとする。

4 提供依頼申出者は、利用期間（申出文書に記載した利用期間）中に、申出文書等の記載事項に変更が生じた場合は、変更点及び変更理由を記載した情報の提供依頼変更申出文書（別記様式第2号の5）及び変更後の内容を記載した申出文書等を改めて窓口組織に提出するものとする。

5 知事は、前項の提出が、次の各号に掲げる事項に該当するときは、再度、審議会に諮問するものとする。ただし、法第20条の規定による宮崎県がん情報の提供についてはこの限りでない。

(1) 成果の公表形式を変更する場合

(2) 査読の結果待ちなど利用期間の延長を希望する場合

(3) 利用者がセキュリティ要件を修正する場合

(4) その他、申出内容の基本的な方針に影響を及ぼすような重大な修正を行う場合

6 知事は、前項の申出に係る審議会の開催後に、速やかに、窓口組織から提供依頼申出者に対して、応諾通知書又は不応諾通知書を用いて、当該申出に対する審査結果を通知させるものとする。

7 窓口組織は、利用者から情報の漏えい、滅失若しくは毀損が判明した場合の報告、又はその恐れのある報告を受けた場合は、全国がん登録宮崎県がん登録室業務手順に基づき、対応するものとする。

8 窓口組織は、前項における漏えい等の原因が災害又は事故等、利用者の合理的支配を超えた事由である場合において、提供依頼申出者が再度提供の希望を申し出た場合は、必要な手続き等を行うものとする。

(情報の利用期間終了後の処置)

第14条 利用者は、利用期間の終了後、速やかに、提供を受けた情報等をできる限り復元困難な状態にするとともに、当該廃棄処置及び提供を受けた情報の利用実績について、廃棄処置及び実績報告書（別記様式第7号）により窓口組織に報告するものとする。

2 知事は、利用期間終了後の処置について確実に廃棄が実施されているか疑義が生じた場合には、法第36条の規定により、利用者から情報の取扱いに関し報告させるものとする。

3 知事は、前項の報告により、問題が解決しないと認めた場合には、法第37条の規定により、情報の取扱いに関し必要な助言をするものとする。なお、助言を行うために、適切な監査手順に基づいた監査等を行うものとする。

(不適切利用への対応)

第15条 利用者は、法の規定により提供を受けた情報の管理、利用及び提供、保有、秘密保持義務等につ

いて、不適切な行為を行った場合には、法第25条から第34条まで及び法第52条から第60条までに規定される罰則が適用される。

(提供状況の厚生労働大臣への報告)

第16条 知事は、法第42条の規定により、厚生労働大臣の求めに応じ、情報の提供の施行の状況について報告を行うものとする。

(利用者に国外に在る者を含む場合の情報提供)

第17条 この要領において、国外に在る者を含む場合とは、情報利用時に利用者が国外に在住していることを若しくは利用場所又は所属する組織が国外に所在することを意味する。なお、すべての利用者が国外に在る者の場合、情報の提供依頼申出はできない。

2 国外に在る者が匿名化された宮崎県がん情報を利用する場合（個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないものに限る。）は、提供依頼申出者が国の行政機関等又は都道府県の行政機関等であり、適用条文が法第18条となる場合に限り、情報の範囲に応じて、次に掲げる要件を満たす者は、提供依頼申出者になることができる。なお、当該要件を満たす場合であっても、非匿名化情報を利用することはできない。

(1) 法施行後（2016年以降）の診断症例の場合

令和7年3月31日までに提供実績がある研究課題（例：国際がん研究機関が主導する「5大陸のがん罹患（Cancer Incidence in Five Continents, CI5）」）の場合、匿名化された宮崎県がん情報であっても、国の行政機関若しくは独立行政法人が提供依頼申出者となり、厚生労働大臣へ申し出ることとする。

令和7年3月31日までに提供実績のない研究課題の場合、提供依頼申出者は、県へ申し出ることとし、国外の利用者における情報管理等についても共同で責任を負う必要がある。国外に在る者が提供依頼申出者になることはできない。

また、国外の利用者については、以下の条件を満たす必要がある。

ア 国外の利用者が、法第18条第1項第2号に該当する以下のいずれかであること。

- ・都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人から都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者
- ・都道府県若しくは都道府県が設立した地方独立行政法人と共同してがんに係る調査研究を行う者研究を行う者

イ 国外の利用者の所属機関が外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関（国外の公的機関から承認等を受けた研究を行う組織も含む。）であること。

(2) 法施行前（2015年以前）及び施行後（2016年以降）をいずれも含む場合

県に申し出ることとし、提供依頼申出者の条件は、前号のこれまでに提供実績のない研究課題の場合と同様とする。

3 県は、前項による情報を提供する場合は国立がん研究センターに相談する。また、「全国がん登録情報・都道府県がん情報の国外情報に係る対応について」（令和5年6月26日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡）に基づき、該当する情報提供の審議完了後2か月以内を目途に都道府県がん情報

の国外提供に関する報告書（別記様式第8号）により厚生労働省へ報告する。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、情報の提供事務に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関する事務処理要領（平成31年1月1日健康増進課定め）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月25日から施行する。

別表1 提供依頼申出者の別と利用目的等の関係

提供依頼申出者	利用目的	利用情報	主な適用条文	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・国立がん研究センターを含む、国の他の行政機関及び独立行政法人 ・国の行政機関若しくは上記独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ・上記に準ずる者として省令第19条で定める者 	がんに係る調査研究のため	宮崎県がん情報又は匿名化が行われた宮崎県がん情報	第21条第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
<ul style="list-style-type: none"> ・知事 ・知事からがん登録事業委託を受けた機関 ・当該都道府県が設立した地方独立行政法人 ・当該都道府県若しくは上記地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ・上記に準ずる者として当該都道府県知事が定める者 	当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	宮崎県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報	第18条	
	上記以外(がんに係る調査研究のため)	宮崎県がん情報又は匿名化が行われた宮崎県がん情報	第21条第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人 ・当該市町村又は上記地方独立行政法人からの委託を受けた者又はそれらと共同して調査研究を行う者 ・上記に準ずる者として当該市町村の長が定める者 	当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため	宮崎県がん情報のうち当該市町村に係る情報又はこれに係る特定匿名化情報	第19条	
	上記以外(がんに係る調査研究のため)	宮崎県がん情報又は匿名化が行われた宮崎県がん情報	第21条第8項及び第9項	「がんに係る調査研究を行う者」に同じ
<ul style="list-style-type: none"> ・がんに係る調査研究を行う者 	がんに係る調査研究を行うため	宮崎県がん情報又は匿名化が行われた宮崎県がん情報	第21条第8項及び第9項	
<ul style="list-style-type: none"> ・病院等の管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等の管理者 	当該病院等から届出がされたがんに係る宮崎県がん情報(生存確認情報及び附属情報に限る)	第20条	

別表2 宮崎県がん情報の提供の審査の方向性

審査事項	宮崎県がん情報の提供の審査の方向性
(1) 情報の利用目的、必要性及び研究方法	<ul style="list-style-type: none"> ・法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。(がん医療の質の向上等、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施することに資する研究か等) ・利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。 ・特定の個人、市町村及び病院等を識別する内容となっていないか。 ※以下の i) 及び ii) の全てにあてはまる場合にはこの限りではない。なお、i) 及び ii) に該当する場合であっても、利用規約に即して利用することとする。 i) 提供されるデータが地域性の分析・調査にのみ用いる目的であり、その目的に照らして必要な限度の範囲内で利用される場合。 ii) 市町村又は病院等の個別の了承がある場合、又は審議会等が特に認める場合。 ・情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。 ・集計表・図の作成を予定する調査研究の場合は、集計表・図の様式例等の添付がある。
(2) 利用する情報の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する情報の範囲が、調査研究の目的とする成果を得るために妥当で、不要な情報が含まれていないか。
(3) 提供依頼申出者及び利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、不要な者が含まれていないか。 ・法第21条第8項に係る申出の場合、提供依頼申出者のがんに係る調査研究の実績が十分か。 ・調査研究の一部を委託する場合、その内容及び必要性が合理的か。 ・全ての利用者について、知事が策定する利用規約等の内容を遵守する旨が認められる記名した誓約書が添付されているか。
(4) 利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・利用開始日から5年を経過した日の属する年の12月31日を期限とし、調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度か。 ・ただし、宮崎県がん情報を利用する場合で、利用期間を5年以上15年以内の利用期間を申し出た場合においては、調査研究の性質上、宮崎県がん情報を5年以上分析する必要があるものであるか。
(5) 利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法及び利用後の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。
(6) 宮崎県がん情報が提供され	<ul style="list-style-type: none"> ・法第21条第8項第4号の規定に基づく申出の場合、同意について必要な措置がとられているか。

<p>ることについて の同意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、小児がん患者等の代諾者からの同意の取得が必要な場合においては、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の「第4章第9代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続等」に準じていること。 ・なお、法の施行日（平成28年1月1日）前に、調査研究の実施計画において調査研究の対象とされる者の範囲が定められたものであり、その規模等の事情を勘案して、法の施行日後に、対象とされている者の同意を得ることが当該調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものである場合においては、「調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針」（平成27年12月厚生労働省告示第471号）に即した措置が講じられているときは、この限りではない（法附則第2条）。
<p>(7) 結果の公表 方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究方法と調査研究成果の公表方法が整合的であるか。 ・国民に還元される方法で、公表予定であるか。
<p>(8) その他</p>	<p>(1) から (7) 以外に、審議会等が設定した審査事項等がある場合は、当該事項を満たした上で調査研究が行われることが確認できるか。</p>